

と想定している」とのことである。

- また、「原子力発電所の再稼働が遅れ、原価算定期間内に稼働しない場合は、火力燃料費の更なる増加により、規制部門・自由化部門の合計で1,300億円程度費用が増加し、3割を超える値上げ率になると想定している」とのことである。

② バックエンド費用について、その内容及び電気料金との関係が分かりやすく明確に情報提供されているか。

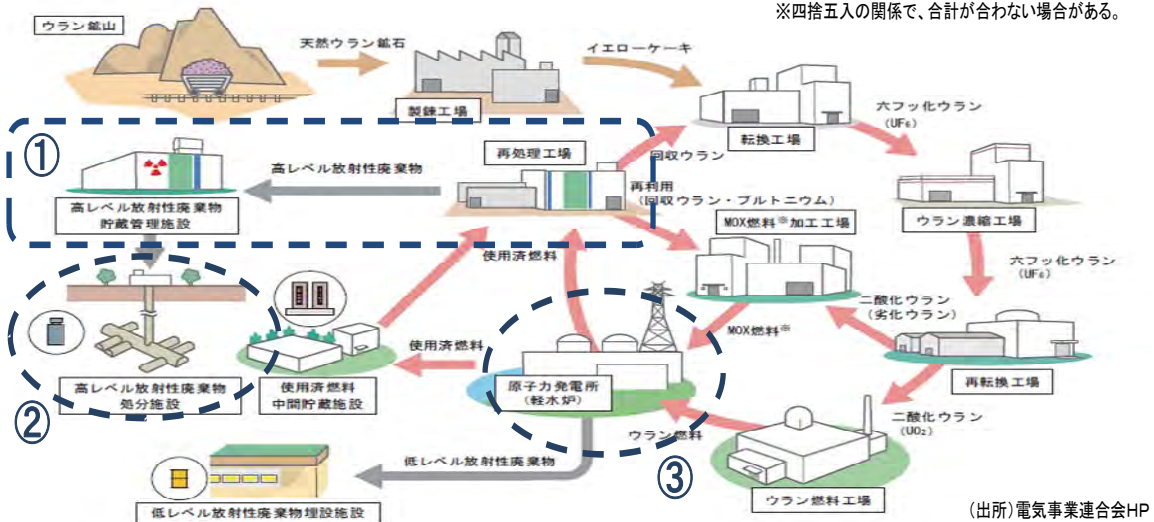
- バックエンド費用については、①「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」に基づき、原子力発電所から発生する使用済燃料の再処理等の費用に充てるため積み立てが義務づけられている費用、②「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」に基づき、使用済燃料の再処理を行った後に生ずる特定放射性廃棄物の最終処分に必要な費用を拠出することが義務づけられている費用、③「原子力発電施設解体引当金に関する省令」に基づき、原子力発電施設の解体等に必要の費用を引き当てること義務づけられている費用等からなる。北海道電力は、泊発電所3号機の運転開始に伴い、前回原価と比べ19億円増の103億円を原価に算入している。
- また、原子力バックエンド費用について、北海道電力が電気料金審査専門委員会で説明した詳細資料については、北海道電力及び経済産業省のホームページにて公表している。

原子力バックエンド費用の算定結果（第28回電気料金審査専門委員会資料5-3）

(単位:百万円)

	今回:A (H25-27平均)	前回:B (H20)	差:C A-B
使用済燃料再処理等費 ①	6,290	4,551	1,739
特定放射性廃棄物処分費 ②	1,275	1,750	▲ 475
原子力発電施設解体費 ③	2,744	2,102	642
合計	10,309	8,403	1,906

※四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある。



## [規制部門と自由化部門の関係について]

- ② 原価の部門間の配分について、規制部門と自由化部門を比較した妥当性が検証でき、定量的で平易な説明を行っているか。
- ③ 規制部門と自由化部門の損益構造が、バランスのとれたものとなっているか。

- 査定方針案については、原価の部門間の配分について、「個別原価計算については、算定規則に基づき各費用の配分計算が適切に行われていることを確認した。また事業者が独自に設定した基準についても、計器等の費用を口数比ではなく直接各需要に整理している等、より実態に即した費用配分となっている。総原価の92%が固定費及び直課に配分されていることは妥当であると考えられる。
- 固定費の各需要種別への配分方法は「2：1：1法※」等が算定規則により規定されているが、その際、低圧需要の最大電力は、サンプル調査（980件のデータを取得）に基づく推計値が用いられており、過大推計されていないことが確認された。  
※最大電力に2、夏期・冬期尖頭時責任電力に1、発受電量に1の割合で合成された値により固定費を配分する方法。
- また、総原価に対する事業報酬の割合については、前回改定時以降の燃料費の増加等に伴う収益構造が改善され、規制部門が6.6%、自由化部門が6.1%となっており、それぞれの部門における固定費の割合を適切に反映したものであることが確認された。

なお、今回改定以降の収益構造の変化については、事後評価において部門別収支が毎年公表され、原価算定期間終了後には原価と実績の部門別評価を実施することとなっているが、経済産業省は、平成24年2月に新たに設定された料金認可申請命令の発動基準に基づき、収益構造のゆがみが著しく、また、構造的なものと認められる場合には、事業者が料金改定を促すとともに、事業者がこれに応じない場合には、料金認可申請命令の発動を検討すべきである」としている。

(査定方針案該当箇所：P98)

[需要の推計、見込みと実績の乖離について]

⑭ ピーク需要の推計は、合理的な根拠に基づき適切に行われているか。また、ピーク需要比については、景気拡張期、後退期をどのように織り込んでいるか明らかにされているか。

- 査定方針案については、ピーク電力需要の推計について、「低圧需要の最大電力は、サンプル調査（980件のデータを取得）に基づく推計値が用いられており、過大推計されていないことが確認された」としている。
- また、今般の認可申請に当たっては、北海道電力は「用途別に想定した月間の販売電力量を基に、実績傾向を考慮した送配電損失率、日負荷率などから想定している」とのことであり、景気拡張期や後退期の織り込みについては、「経済動向を示す指標である実質GDPおよび鉱工業生産指数（IIP）について、供給区域内の総需要および産業用総需要の水準を確保するために使用している」とのことであり、第26回電気料金審査専門委員会において資料が提示されている。

(査定方針案該当箇所：P98)

⑮ 過去の原価算定期間内における販売電力量（特に、供給約款に係る部分）及び原価項目について、見込み値及び実績値並びにその乖離を公表しているか。また、今後についても、同様に公表するか。

- 電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議の報告書（平成24年3月）の提言を受け、これまで自由化部門が赤字の場合のみ公表されていた部門別収支を毎年度公表するよう「電気料金情報公開ガイドライン」が改正された。部門別収支の公表に当たっては、ホームページ上で、過去の原価算定期間における販売電力量や原価項目の実績値を公表している。なお、今般の改定における原価算定期間の見込み値については、第31回電気料金審査専門委員会において資料が提示されている。
- また、今後の対応について、北海道電力は「お客さまへのご説明について、継続して丁寧に対応していく」とのことである。

販売電力の見込みと実績（第31回電気料金審査専門委員会資料6-2）

(単位：百万kWh、百万円、%)

		平成20年改定	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		想定	実績	増減率	実績	増減率	実績	増減率	実績	増減率
供給約款	電力量	11,281	11,001	▲ 2.5	10,970	▲ 2.8	11,037	▲ 2.2	10,755	▲ 4.7
	料金収入	269,948	266,442	▲ 1.3	252,452	▲ 6.5	252,911	▲ 6.3	255,596	▲ 5.3
従量電灯A・B(再掲)	電力量	7,725	7,553	▲ 2.2	7,592	▲ 1.7	7,654	▲ 0.9	7,474	▲ 3.2
	料金収入	186,006	184,204	▲ 1.0	176,015	▲ 5.4	176,975	▲ 4.9	179,120	▲ 3.7
選択約款	電力量	2,923	2,884	▲ 1.3	3,261	11.6	3,582	22.5	3,962	35.5
	料金収入	36,672	38,313	4.5	38,452	4.9	41,640	13.5	48,832	33.2
時間帯別電灯(再掲)	電力量	1,905	1,901	▲ 0.2	2,142	12.4	2,349	23.3	2,554	34.1
	料金収入	24,513	25,340	3.4	25,589	4.4	27,806	13.4	32,079	30.9
規制部門合計	電力量	14,204	13,885	▲ 2.2	14,231	0.2	14,619	2.9	14,717	3.6
	料金収入	306,620	304,755	▲ 0.6	290,904	▲ 5.1	294,551	▲ 3.9	304,428	▲ 0.7

[新料金体系への移行に向けた情報提供等について]

②⑥ プランの変更について、各消費者が試算できるよう、工夫しているか。各消費者の使用実績を基にした各プランの値上がり幅を周知しているか。

○ 北海道電力は「料金プラン変更の試算については、認可時にはホームページ上でのシミュレーションが可能となるよう準備を進めている。また、ご契約メニュー毎の値上げの影響額については、検針時における配布チラシ等で幅広くお知らせするとともに、ホームページ上でのシミュレーションが可能になっている。また、お電話でお問い合わせいただいたお客さまについても、年間の値上げ影響額等を丁寧にご説明している」とのことである。

②⑦ 省エネ、節電のインセンティブが高まる料金メニュー等が設定されているか。ピークシフトメニューによる節電インセンティブ、料金節約方法は分かりやすく説明されているか。また、オール電化需要者に対して、どのような対応をしているか。さらに、供給約款料金と選択約款料金の設定において、消費者にとっての平等性が確保されているか。

○ 査定方針においては、「3段階料金制度においては、1段階料金はナショナルミニマムの観点から低廉な水準に、2段階料金は平均的な電気使用の観点から平均的な料金に、3段階は省エネの観点から割高な料金に設定されているが、今回の申請では、1・2段階差率を縮小し、2・3段階差率を拡大している。これは、①1段階の値上げ幅を抑制することは生活に必要な不可欠な電気の使用への影響を軽減すること、②3段階の値上げ幅を拡大することは需要対策の効果があることから、妥当と考えられる」としている。

○ 北海道電力は「1段階料金はナショナルミニマムの観点から低廉な水準に、2段階料金は平均的な電気使用の観点から平均的な料金を、3段階は省エネの観点から割高な料金を設定する3段階料金を設定している。今回の申請では、生活に必要な不可欠な電気の使用への影響を軽減する観点から1段階については値上げ幅を抑制し、需要対策の効果の観点から2・3段階差率を拡大している。また、ピーク対応料金メニューについては、平成11年より「ピーク抑制型時間帯別電灯」を設定しており、現時点で、約6,000件の需要家と契約しているほか、3時間帯別電灯の加入条件として設定している夜間蓄熱型機器等の保有要件については、需要家の選択肢拡大の観点から、廃止することを表明している」とのことである。

○ 電気料金の節約や省エネに関するお客さまへのご説明については、「ホームページにて幅広くお知らせするとともに、お電話でお問い合わせいただいたお客さまについても、丁寧にご説明している。また、オール電化のお客さまに対しては、ホームページのよくあるご質問に掲載しお知らせするとともに、お問い合わせいただいたお客さまには、年間の値上げ影響額の算定結果やチラシなどを活用し、丁寧に対応している」とのことである。

○ また、供給約款料金と選択約款料金については、「料金算定規則に基づき、電気の使用形態や供給原価の差異等をふまえて、規制部門に配分された原価と選択約款も含めた規制部門全体の料金収入が一致するように設定している」としている。

○ 査定方針案においては、「選択約款の設定については、電気事業法上『設備の効率的な使用その他の効率的な事業運営に資すると見込まれる場合』に設定でき、供給約款及び選択約款による収入と総原価等が一致することが求められている。北海道の選択約款料金の単価については、ベースとなる供給約款、夜間の平均発電費用、過去の需要の実績等を基に設定されており、当該料金単価の設定によって供給約款単価が割高に設定されるといった事実は確認されなかった」としている。

(査定方針案該当箇所：P104、P106)

⑳ 泊発電所3号機の運用開始に伴う燃料費・修繕費・減価償却費が営業費用に与える影響を消費者に分かりやすく情報提供を行っているか。対象となる消費者に応じた適切な方法で、新料金体系及び原価項目（公租公課も含む）の増減要因等を、事前に周知・説明することになっているか。

また、情報提供に当たっては、消費者の居住地に関わりなく、適時かつ公平に広報・周知体制が取られているか。

さらに、値上げ認可申請の理解のため、消費者や消費者団体からの要望に応えるとともに、積極的に説明会等の開催を提案しているか。

○ 北海道電力は「泊発電所3号機の運用開始が営業費用に与える影響について、ホームページやリーフレット等に掲載しお知らせしている。申請の理由や料金等の変更内容については、検針時に配布するチラシ等に掲載するとともに、プレス発表の添付資料や電気料金審査専門委員会・家庭用電気料金の値上げ認可申請に関する調査会での説明資料をホームページに、適宜、掲載している。また、消費者団体など各種団体に向けての説明会・勉強会の開催をお声がけし実施したほか、北海道各地で当社主催の地域説明会を開催するなど、丁寧にご説明している」とのことである。

○ 経済産業省としては、北海道電力に対して、引き続き丁寧な周知・説明を求めてまいりたい。

㉑ また、消費者への負担に加えて、取引先、株主、金融機関等各ステークホルダーの負担についても定量的なデータを明示する等分かりやすく周知・説明することとしているか。

○ 北海道電力は、「原価算定にあたっては、経営効率化として、役員報酬や従業員の給料手当等の削減を織り込んだほか、多様な発注方式の採用などによる取引先からの資機材調達コスト低減も織り込んでいる。株主の皆さまに対しては、平成24年度の配当を見送らせていただいた。また、原子力発電所の長期停止に伴う損失計上により、一株あたり純資産も大幅に減少している。金融機関からは、格付け低下など当社財務リスクが高まる中、引き続き融資をいただいている。なお、各ステークホルダーの負担については、「第1回電気料金審査専門小委員会」において説明を実施しており、同資料は当社ホームページでも公表している」とのことである。

各ステークホルダーの負担（第1回電気料金審査専門小委員会資料7）

		平成25～27年度	
お客さま	・値上げ申請 規制部門:10.20%、自由化部門:13.46%	644	
取引先	・多様な発注方式の採用などによる資機材調達コストの低減 ・工事実施時期や内容の見直し ・燃料費、購入電力料の削減 ほか	(225)	362
地域社会	・寄付金、諸会費等の削減	6	
役員	・役員報酬の削減(50%以上)	125	
従業員	・年収水準の引下げ、カフェテリアプランの縮小 ほか		
合計		(356)	493

( )内の数値は、費用換算後の値

		配当等の状況 <発行済株式数:約2.06億株(自己株式を除く)>	
株主	配当	平成25年3月期:50円/株→無配	103億円
	1株あたり純資産	平成22年度末:1,779.97円→平成24年度末:755.41円	2,100億円程度

		震災前	直近
金融機関	格付※	AA+	A+
	長期借入金残高	22年度末:2,170億円	24年度末:4,667億円

※R&Iの格付

⑩ (料金改定が認可される場合・料金改定後も) 消費者からの問合せ・苦情に対して、丁寧な説明 (適当な場合には業務への反映) 等消費者対応に万全を期しているか。

- 北海道電力は「お客さまからのご意見やご質問に対しては、電気料金お問合せ専用フリーダイヤルを値上げ申請日に設置する他、専用FAX、インターネット等への受付体制を整えるとともに、必要に応じて、社員が直接ご説明に向向くなど、継続して丁寧な対応に努めている」とのことである。また、「詳細なご説明を希望される一般のお客さまや、消費者団体・経済団体等の各種団体、自治体等に向けては、値上げ申請の理由や料金等の変更内容について、パンフレット等を活用し、詳細にご説明している。加えて、お客さまからのお問い合わせが多いものは当社ホームページに掲載している」とのことである。

#### [資産売却等]

⑪ 保有する不動産や子会社等の株式、子会社等が所有する資産の売却について、積極的に行っているか。その進捗の公表を行っているか。

- 北海道電力は、「これまで設備廃止や事業所の統廃合、社宅・寮の廃止などにより不要となった土地・建物を売却してきた。特に平成12年度の電気事業法改正 (兼業規制撤廃) 後、平成14年度には『宅地建物取引業者』の免許登録を行い、継続的に売却を実施しており、平成12～23年度における土地・建物の売却実績は、約130件、約10.5万㎡、約36億円である。電気事業の運営に直接関連しない資産は山林・原野等の物件が多く、売却可能資産は限定的であるが、引き続き、事業所や社宅の廃止などにより不要となった土地・建物について順次、売却を進めていく。また、有価証券についても、当初の投資目的と比較し、投資の必要性が低下し保有意義が薄れたと判断したものについては、市場動向等も勘案の上、適宜売却しており、平成13～21年度における売却実績は26銘柄、204億円あった」とのことである。
- なお、電気料金については電気事業に要する費用を積み上げて総原価を算定するものであり、電気事業資産以外の資産については、原価と直接的な関係はないが、査定方針案においては、「子会社・関連会社に対しても、本社並の経営合理化を求めるため、今後の契約取引に係る費用のうち一般管理費等のコスト削減可能な部分について、出資比率に応じ10%の追加的コスト削減を行うことを前提に原価を減額する」としている。

(査定方針案該当箇所：P8)

⑫ 電力会社本体が行う附帯事業について、電力事業に負担となるような事業については、必要な見直しがなされているか。

- 北海道電力は、「附帯事業として「住宅電化設備賃貸」、「光ファイバ心線貸し」、「不動産賃貸」の3事業を行っており、既存の設備等を有効活用することで、営業利益を計上している」とのことである。
- なお、電力会社が行う附帯事業に係る費用は、電気事業と適正に区分することが電気事業会計規則で定められており、附帯事業に直接関係するものはもとより、電気事業と共通する費用や設備についてもそれぞれの使用割合により区分し、電気料金原価から控除している。資産については、電気事業に必要な有効なものであるかについて、特別監査において確認を行うこととなっており、附帯事業に係る資産については電気事業資産の対象外と整理される。

## [電灯需要の伸び予測、最大電力量想定及び節電予測]

③ 次のような観点も踏まえて、最大電力量の根拠として、特に節電を行うことによる影響をどのように見込んでいるのかについて、明確かつ合理的に説明されているか。

(1) 需給逼迫への対策として行われた節電要請の継続や他の代替エネルギー自給の流れ、値上げによる負担増回避のための節電等が需要の伸びに与える影響。

- 北海道電力は「節電影響については、無理なくご継続いただけるものをアンケート等によって確認し、定着すると想定している。他の代替エネルギー自給の流れについては、過去の最大電力実績の中に含まれており、先行きの想定においても、過去の実績傾向並みに、最大電力の低減という形で織り込まれていると考えている。電気料金値上げと電力需要の関係については、重要な課題であると認識しており、今後はその影響把握に努め、将来の需要想定に活かしたいと考えている」とのことである。

(2) 節電予測について、電力会社が行ったアンケート結果の評価。

- 北海道電力は「節電の継続率に係るヒアリング、アンケートについては、政府でも同様のアンケートが実施されているところ、両者の結果に大きな差は見受けられないことから、当社が行ったヒアリング、アンケート結果は一定の妥当性を有していると考えている」とのことである。

<今後の節電の継続率>

	当 社	政 府
大 口	66%	57%
小 口	71%	69%
家 庭	88%	70%

(3) 定着する節電量の想定。(一定量とするか、一定率とするか。)

- 北海道電力によると、「昨秋の需給検証委員会において、節電影響は、今後、お客さまのアンケートに基づく継続率で「定着する」という考え方が検証されており、平成23・24年度の節電実績と上記のアンケート結果を踏まえ、平成25年度以降も一定量で継続するものと想定している(節電量18万kW)」とのことである。

④ 供給予備力はどのような根拠で算出されるのか明らかにされているか。また、仮に、予備力を上回る電気供給を行わなければならない場合、その対応はどのようなものか明らかにされているか。

- 北海道電力によると、「原子力発電所が全基再稼働する前の平成25年度については、需給検証委員会での議論も踏まえ、緊急設置電源や自家発からの電力購入により、必要な予備力を確保している。平成26年度以降については、平成21年の大型電源運開による供給力の増加、平成23年の東日本大震災以降の定着節電による需要の減少などの影響により20%程度で推移し、今後の堅調な需要の増加とともに減少する見通しである」とのことである。

- また、「仮に予備力を上回る電力供給を行わなければならなくなった場合は、卸電力取引市場からの電力調達、他一般電気事業者からの応援融通受電など可能な限りの供給力確保に努めるとともに、大口のお客さまにおける通告調整契約、瞬時調整契約などによる需要抑制を依頼しながら、安定供給の維持に努めることとしている」とのことである。
- 査定方針案においては、「北海道電力の供給予備率が需給運用上求められる供給予備率を上回っていることが確認されたが、原子力発電所の再稼働の見通しが申請時点の仮定に基づくものであることから、安定供給の責任を担う電力会社として高めの供給予備率を持っていても、直ちに問題であるとは言えない。むしろ、十分な供給予備力を前提とした場合、他の電力会社等に継続的に販売することは困難であっても、卸電力取引所取引を最大限活用することは可能と考えられることから、販売電力料において、電力システム改革専門委員会で表明した自主的取り組みの内容を踏まえた料金原価の低減努力が織り込まれているかを確認すべきである」としている。

(査定方針案該当箇所：P45)



## [適切な審査等]

③⑤ 消費者への情報提供の内容に関し、消費者等からの意見を踏まえた継続的な改善をしていることにしているか。

- 電気料金の認可プロセスについては、平成24年3月にとりまとめた「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議」報告書や、消費者委員会・消費者庁の提言内容を踏まえ、料金審査プロセスを改善するとともに、その後の経験も踏まえて見直しを行っている。
- 現在、電気料金審査専門小委員会の委員には、消費者問題の専門家にご参加いただくとともに、電気料金審査専門小委員会の審議についてはインターネット中継を行っている。また、電気事業法上、開催が求められている公聴会については、約2か月間の募集期間を設けるとともに、消費者団体等を通じ708団体に周知の依頼を行った結果、公聴会における意見陳述人は、25名であった。また、公聴会には、電気料金審査専門小委員会の委員3名にもご参加いただいた。
- なお、電気料金の適正性について国民の皆様のご理解を得るためには、徹底した情報公開を含め、透明性の高いプロセスが重要。引き続き、消費者庁・消費者委員会の意見も聴きながら、継続的な改善に努めてまいりたい。

③⑥ 公聴会終了後の審査プロセスにおいても、一層の情報公開を行うことにしているか。例えば、査定方針案の公表を計画しているか。

- 電気料金審査専門委員会及び電気料金審査専門小委員会においては、全て公開の下で御審議いただいた。7月26日に開催された第4回電気料金審査専門小委員会においては、査定方針案が提示・公表されたところ、最終的な査定方針についても公表することを予定している。

③⑦ (料金改定が認可される場合) 改定された料金の実施時期は、改定に関する消費者の理解の浸透状況を踏まえたものとなっているか。

- 新料金の実施時期についても査定対象であるが、電気料金の値上げについては、消費者庁に協議することが求められているところ、当該プロセスの中で判断することとしたい。

## [今後、中長期的に取り組むべき事項]

③⑧ 消費者が電気料金を理解するに当たって、電力事業、核燃料サイクル政策を含めたエネルギー政策の今後の在り方は消費者の重要な関心事項であり、また、再生エネルギーの使用拡大等、エネルギーの多様化について消費者の関心が高いが、こうしたことについて、十分な説明と情報提供をすることにしているか。

- 今後のエネルギー政策については、いかなる事態においても国民生活や経済活動に支障がないようエネルギー需給の安定に万全を期すことが大前提。原子力の位置づけや再生可能エネルギーの利用拡大等エネルギーの多様化を含めたエネルギー政策全般については、現在、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会においてエネルギー基本計画の議論がなされており、年内を目処にとりまとめる予定。エネルギー政策の議論に当たっては、情報公開に努めるとともに、国民の皆様の意見を幅広く集められるように工夫していきたい。